
* 株式会社オリバー定款 *

2026 年 6 月 12 日改正

定 款

第 1 章 総 則

(商号)

第 1 条 当会社は、株式会社オリバーと称し、英文では、OLIVER CORPORATION と表示する。

(目的)

第 2 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 下記の物品の製造・販売及び輸出入

- (1) 家具及び室内装飾品
- (2) 照明器具、空調機器、厨房機器及び電化製品
- (3) 音響機器、映像機器、通信機器、情報処理機器、事務機器及びソフトウェア
- (4) 駐車場設備機器
- (5) 建築資材、住宅部材、家具部材、庭園資材及び園芸用品
- (6) 衣料品、寝具、装身具、カバン、袋物、ベルト、毛皮及び皮製品
- (7) 映像ビデオソフト

2. 下記の物品の販売及び輸出入

- (1) 美術工芸品、宝石、貴金属、時計、カメラ、光学機器、楽器、玩具、遊戯具、文房具、図書、化粧品、カーインテリア用品、スポーツ用品及び日用雑貨
- (2) 食料品、酒類及び煙草

3. 土木建築工事の請負、設計、施工、監理及びコンサルタント

4. 不動産の売買、仲介、賃貸、管理、鑑定及びコンサルタント

5. ホテル、スポーツ施設、カルチャーセンター、遊戯施設、飲食店の経営及び施設の賃貸

6. インテリア教室、学習塾等の経営及び施設の賃貸

7. 造園業

8. 総合リース業

9. 損害保険及び自動車損害賠償保障法に基づく保険の代理業

10. 古物商

11. ディ스플레이の企画、設計、施工及び管理

12. ディ스플레이に関する機器、装飾用品等の仕入、企画、設計、施工及び販売

13. 一般廃棄物及び産業廃棄物の収集、運搬及び処理

14. 経営コンサルタント及び各種マーケティングリサーチ業務

15. 引越の請負に関する業務

16. 倉庫業

17. 前各号に付帯または関連する一切の業務及び事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を愛知県岡崎市に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、200,000,000株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株式名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株 主 総 会

(招集)

第 12 条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後 3 か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 13 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 12 月 31 日とする。

(招集権者及び議長)

第 14 条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第 15 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第 16 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第 18 条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、9 名以内とする。

2. 当会社の監査等委員である取締役は、4 名以内とする。

(選任方法)

第 19 条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第 20 条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3. 増員または補欠として選任された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、在任取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期の満了する時までとする。

4. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

5. 会社法第 329 条第 3 項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第 21 条 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(重要な業務執行の決定の委任)

第 24 条 取締役会は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の決議の省略)

第 25 条 当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規則)

第 26 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(報酬等)

第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 28 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、会社法第 423 条第 1 項の責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる。

第 5 章 監 査 等 委 員 会

(常勤の監査等委員)

第 29 条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第 30 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会規則)

第 31 条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第6章 会 計 監 査 人

(選任方法)

第 32 条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任期)

第 33 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第 34 条 会計監査人の報酬等は、取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第 35 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、会計監査人との間に、会社法第 423 条第 1 項の責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる。

第7章 計 算

(事業年度)

第 36 条 当社の事業年度は、毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 37 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。

(剰余金の配当の基準日)

第 38 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 12 月 31 日とする。

2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第 39 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 6 月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第 40 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2. 未払いの配当金には利息をつけない。

附 則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第 1 条 当会社は、2025 年 11 月 12 日開催の臨時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

(電子提供措置等採用の効力発生日)

第 2 条 定款第 15 条（電子提供措置等）の新設は、当社が振替株式（「社債、株式等の振替に関する法律」に規定する振替株式）を発行している会社となった日から効力を生ずるものとする。なお、本条は、当該効力発生後、これを削除する。